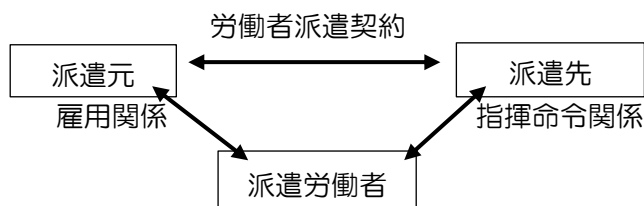


労働者派遣の注意点

労働者派遣



派遣禁止業務：

港湾運送・建設・警備・医療

いわゆる土業

労使交渉等の企業側業務

労働者派遣の注意点

派遣期間の規制	■事業所（工場・事務所等）単位への派遣上限期間：原則3年 ※3年を超える場合は、派遣先の過半数労働組合等の意見が必要 ■同一派遣労働者の同一組織（課・グループ等）単位への派遣上限期間：原則3年 組織単位が変わっても、事業所単位への派遣上限期間の規制がかかる。なお、同一組織内で業務が変わっても、期間は通算して算定される。 ■派遣上限期間に違反した場合は、派遣先は同一労働条件で労働契約の申込みをしたとみなされる。ただし、無期雇用の派遣労働者、60歳以上、産休・育休・介休者の代替要員派遣、月所定労働日数の2分の1以下かつ10日以下の業務、有期プロジェクトの業務は、期間制限の対象外となる。 ■雇用期間30日以内の日雇派遣は禁止されている。ただし、60歳以上、昼間学生、副業としての派遣、主たる生計者でない、ファイリング業務等一定業務は例外。	
	その他の規制	派遣元 ■グループ企業への派遣8割規制（実績報告義務） ■離職後1年以内の派遣労働者のその離職に係る勤務先への派遣禁止 ■マージン率等の情報提供 ■派遣料金の明示（本人の派遣料金または全体平均額） ■派遣労働者への待遇説明（賃金見込額、派遣制度の概要等） ■有期雇用派遣労働者（1年以上）の無期転換推進措置 ■派遣先労働者との均等または均衡待遇の確保（賃金・福利厚生等） 派遣先 ■離職後1年以内の元派遣先労働者の受入れ禁止 ■派遣先の都合で契約解除になる場合の措置 ■派遣労働者と職務同一の派遣先労働者の待遇を派遣元へ情報提供 ■違法派遣の受入れは、直接雇用の申込みとされる